

目次	1	研究科長・学部長からのご挨拶 [大澤 裕]
	2	公共政策大学院の近況 [飯田敬輔] / 今崎幸彦東京高裁長官講演会 [山岸秀彬]
	3	2021年法科大学院サマースクール [ヴァンドゥワラ・サイモン] / 先端ビジネスロー国際卓越大学院プログラムの現在 [田村善之]
	4~5	新刊紹介『コロナ対策禍の国と自治体—災害行政の迷走と閉塞』[金井利之] / 『国家による一方的意思表示と国際法』[中谷和弘] / 『フランス新契約法』[齋藤哲志・中原太郎] / 『競争法ガイド』[白石忠志]
	6	新任教員からのご挨拶 [笠木映里、ローソン・キャロル、平田彩子]
	7	日本国外での研究とコロナ「読むに追いつく感染なし?」[五百旗頭 薫] / 「メイン河畔にて」[加毛 明] / 「デジタル先進国・韓国」[前田健太郎]
	8	「法教育ゼミ」の新伝統 [和田俊憲] / 駒場「総合科目」での法学部の取組 [白石忠志]



研究科長・学部長からのご挨拶

法学政治学研究科長・法学部長

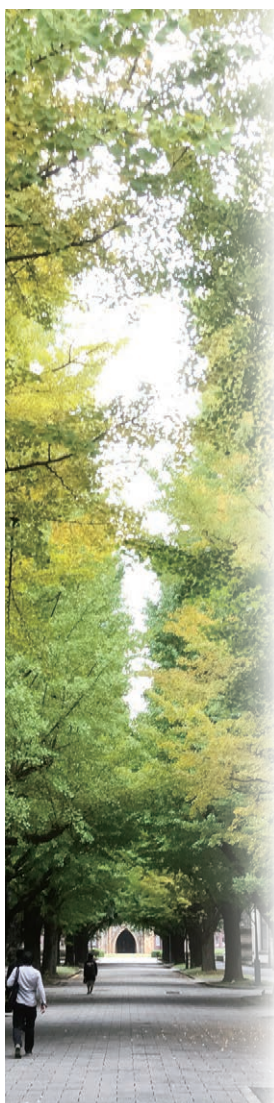
大澤 裕

新型コロナウイルス感染症の大流行という未曾有の事態に襲われ、大学もその風景が一変した昨年度以来、ニュースレター巻頭の「ご挨拶」でも、新型コロナウイルス対応のご報告がその多くを占めてきました。コロナ対応抜きに、大学のいまを語るができない状況は、残念ながら現時点においても変わりません。しかし、コロナ対応が大学のいまの全てではないことも、また事実です。そこで、今回は、コロナから少し距離を置いた話題として、「アジア法教育プログラム」を取り上げたいと思います。

本事業については、遡ると、第22号の「ご挨拶」に紹介があります。「グローバル化」の進展とともに重要性を高めたアジア諸国の法制度に焦点を当て、学部・大学院を通じ、教育メニューの充実を図るとともに、内外の関係機関との連携も拡大・強化しつつ、この分野で屈指の研究拠点の構築を目指す—そのような事業として、2017年度より学内の予算措置を受け、スタートしました。5年目となる本年度は、当初計画の最終年度となりますが、この間の活動を通じ、北京大学、ソウル大学、国立台湾大学等の以前から交流があった東アジアの大学に加え、シンガポール国立大学、オーストラリア国立大学との連携も確立し、ASEAN 諸国やオーストラリアの法制度も研究・教育の射程内に収めることができるようになりました。「東アジア法集中講義」「アジアビジネス法セミナー」等、アジア各国から招聘した特任教員による授業を、対象国・対象分野を変えながら、毎年着実に実施したほか、オンライン会議システムを活用した海外の大学との共同講義・ゼミの実施、当研究科が行うサマー・プログラムへの海外の大学からの学生派遣の受入れ等を通じ、学生交流も進めました。授業や国際セミナーは、可能な限り専門職業人にも門戸を開放し、社会連携に努めたほか、その記録を広く共有し今後の研究・教育に活用できるように、出版の企画も進めています。本事業は、アジア諸国に展開するビジネス活動のニーズに応えるという実践的な狙いにおいても、また、欧米に偏らない多角的視野を獲得し比較法学の深化を図るといった学問的な狙いにおいても、卓越した成果を取め得たと自負しています。

このような実績を踏まえ、現在、計画・準備を進めているのが、「アジア法教育プログラム」の第2期事業です。幸い、学内の予算措置に関するヒアリングでは、文系トップの高評価を取めることができました。折しも、来年度は、アジア法に関心を有する法学部・ロースクールの国際組織であり、当研究科も理事会構成メンバーとして参画している Asian Law Institute (ASLI) の年次大会を本学において開催することが決まっています(5月28日、29日)。例年30カ国以上から300名を超える参加者が集まる大会であり、その開催は、アジア法研究拠点としての当研究科の存在感を高め、第2期事業のスタート・ダッシュに資するものと期待しています。当研究科のアジア法関連事業への取組みに引き続きご注目いただけますと幸いです(ご寄付をもとに「東京大学法学部アジア法研究教育基金」を設立し、ご支援を募っています)。

9月1日付けで、笠木映里教授(社会保障法)、ローソン・キャロル准教授(国際化教育担当)、平田彩子准教授(現代法過程論)をお迎えしました。コロナ対応の長期戦が続く中、スタッフの一層の充実、多様化も図りつつ、大学本来の研究・教育活動の着実な遂行に向け、引き続き、意識的・積極的な取組みを進めてまいりますので、皆様の温かいご支援をお願い致します。



公共政策大学院の 近況

公共政策大学院副院長

飯田敬輔

(教授・国際政治経済論)



本紙 25 号の「公共政策大学院の近況」掲載以来約 2 年経つため、本大学院の過去約 2 年の経緯について振り返ってみよう。いうまでもなく、この間の最大の出来事は新型コロナウイルス感染である。日本で感染拡大が深刻になり始めたのは 2020 年 3 月であったが、公共政策大学院の授業も 2020 年度 S セメスターからは全面的にオンライン授業に移行した。当初は不慣れのため多少のトラブルはあったものの、学生からの反応などを見ると、概ね満足のいく教育が提供できたのではないだろうか。その年の A セメスター以降は若干対面授業が行われるようになったもののまだ少数にとどまっている。対面授業の再開が本格化するのには来年度以降といわざるを得ない。

大学院入試もオンラインに切り替わり、従来行われていた筆記試験は 2 年連続で中止となり、選考は書類審査と面接のみによって行われた。しかし、受験者の数はコロナ前とさほど変わ

りなかった。また海外渡航にかなりの制限があるなか、国際プログラムも出願減少が危惧されたが、21 年度入試もコロナ前とほとんど変わっていない。

授業や研究交流の面ではオンライン化を奇貨として、国際共同授業や共同セミナーなども行いやすくなり、この点も学生には好評であった。

海外の有力公共政策大学院とのネットワークである GPPN は、2021 年春開催予定の会議は本学が主催校に当たっており、対面とオンラインのどちらで行うか決定するのに苦労したが、結局オンライン開催となった。しかし、学生の参加は活発で本大学院の学生は 1 グループが入賞を果たした。

コロナ禍による不景気が続く中、修了生の進路も気になるところであるが、2020 年度修了生の進路を見ると、官公庁を始め、金融、コンサル、進学などこれまでとほぼ変わらず、本大学院修了生の持つ価値は社会に十分評価されていると感じる。試練の多い 2 年間であったが、この試練を糧に一層の飛躍を遂げることができるよう努力していきたい。



今崎幸彦東京高裁長官講演会

「制度改革と裁判官

～裁判員制度の実施準備を通じて考えたこと」

今崎幸彦 先生

(東京高等裁判所長官)



2021 年 6 月 3 日、今崎幸彦東京高裁長官による講演会がオンラインで開催されました。本講演会は、もともと 2020 年に開催を予定していたものですが、コロナ禍のため延期となり、2 年越しで実現したものです。

今崎先生は、裁判官任官後、地裁及び高裁で刑事事件の実務を担当されるとともに、最高裁や司法研修所等でも要職を歴任されており、裁判官として比類なく多様なご経験をされています。また、裁判所外で勤務されたり、国会等の他機関等との交渉等に携われたりしたご経験もあり、裁判所組織や司法のあり方について広い視座をお持ちです。本講演会は、このような今崎先生のご経験を踏まえ、「制度改革と裁判官～裁判員制度の実施準備を通じて考えたこと」と題して行われました。

裁判員の参加する刑事裁判に関する法律は、平成 21 年に施行されましたが、制度導入により刑事裁判は大きな変革を迫られました。平成 16 年の法成立から施行までの 5 年の間、裁判所では、裁判官同士の研究会や法曹三者共同での模擬裁判など、実施に向けた取組が精力的に進められました。本講演会では、そうした準備作業の過程を中心に、裁判官が何に悩み、苦労した

か、制度改革が裁判所に何をもたらしたのかを、参加者の皆さんから寄せていただいた質問にお答えいただく形でお話いただきました。裁判員と裁判官を何人にするかといった制度設計をはじめ、核心司法の実現に向け、証拠について、その必要性を緻密に分析・判断すべきであることなど、裁判員裁判の準備作業における議論の状況のほか、制度周知の広報活動などについても率直にご紹介いただき、当時の議論が鮮やかに再現されるような語り口に、多くの聴衆が引き込まれました。また、これからの司法を担う法科大学院生、法学部生に向けて、激励のメッセージもいただきました。

オンラインでの開催となりましたが、多数の法科大学院生、法学部生のほか、教員の方にお集まりいただき、本講演会は、盛況のうちに幕を閉じました。

大変貴重なご講演を頂いた今崎幸彦先生と、このような講演会の開催を支援してくださいました関係者の皆さまに、この場を借りて厚く御礼申し上げます。

山岸秀彬 (東京地方裁判所民事第 7 部判事)

The 2021 Summer School: a week-long dive into competition law

Summer in Tokyo is the season of *kakigōri*, *sōmen*, fireworks and *fūrin*, but at the University of Tokyo it is also the time of the yearly summer school, officially known as the Global Business Law Summer Program. This year, summer in Tokyo also coincided with the fifth wave of covid-19 cases, and so the summer school was held entirely online. Instead of the lush green mountains of Atami, where the summer school is normally held in gasshuku style, the students met in the virtual classroom on Zoom.

Although conducted online, the summer school remained true to its purpose and spirit: a week-long intensive course, taught entirely in English, during which students immerse themselves in a specific field of law. The theme changes each year, alternating between competition law, U.S. law and corporate law. This year, it was competition law's turn.

Under the leadership of Professor Haruo Hirano – who took over from Professor Keiichi Karatsu after his retirement – this year's edition brought together 54 participants with diverse backgrounds: students from the University of Tokyo's School of Law, third and fourth year students from the undergraduate program in law, but also students from other Asian universities (Peking, Seoul, Singapore) and professionals (lawyers, in-house counsel and civil servants).

The lectures were taught by experts from abroad, specializing in U.S. and EU competition law. The classes on EU competition law featured Mr. Jacques Buhart, a partner at the law firm McDermott Will & Emery, Professor Andreas Fuchs from Osnabrück University, and Ms. Eleonora Ocello, an official at the European Commission's



Directorate-General for Competition. They respectively covered international cartels, abuse of dominance and “competition law for a post covid-19 economic recovery”.

The lectures on U.S. antitrust law were given by Professors John M. Newman from the University of Miami, Harry First from New York University and Andrew Gavil from Howard University. They respectively taught an introduction to U.S. antitrust law, merger control, and monopolization. Professor Tadashi Shiraishi and I complemented with an overall introduction and several discussion sessions, during which students had to resolve case studies provided by the lecturers. This gave the students an opportunity to apply the principles they learned to a fictitious case, rich in facts.

As one could expect in times when tech giants grab headlines almost daily, many lectures touched on digital markets. In the sessions on EU law, there were discussions about the German competition authority's case against Facebook, while the U.S. professors gave a joint lecture on the lawsuits filed in the U.S. against Facebook over its acquisitions of Instagram and WhatsApp.

Perhaps the summer heat loosens the tongue, but one of the hallmarks of the summer school is the vivid interaction and debate among students. This year was no different. The discussion sessions were lively, with vigorous and fearless debate. The opportunity for bonding and friendship were limited because of the virtual environment, but this did not stop the students from showing great enthusiasm during the course.

Simon Vande Walle (Professor, Competition Law)

 先端ビジネスロー国際卓越大学院プログラム
The World-leading Innovative Graduate Study: Advanced Business Law Program

先端ビジネスロー国際卓越大学院プログラムの現在

法学政治学研究科では、激動期を迎えた社会においてビジネスローが抱える様々な課題に対応するビジョナリーを産官学に輩出するために、2017年4月に先端ビジネスロー国際卓越大学院プログラムを開設しました。幸い、2019年度には、文部科学省の卓越大学院プログラムに選定されました。文部科学省の卓越大学院プログラムに選ばれた文系のプログラムは2021年度までで全国で3件しかなく、本プログラムに対する期待の高さが窺えます。

卓越大学院プログラムに採択されたことを機に、本プログラムはより大型のプログラムへと脱皮しています。2019年度には、23番教室を改修し、先端ビジネスロープログラムの事務局と登録学生が集えるスペースを確保しました。2020年には法学政治学研究科以外の専攻の学生さんも登録学生として受け入れを開始しました。

プログラムへの登録学生には、リサーチアシスタントとして雇用したり、奨励金を支給したりするなどして財政的な支援を行っており、必要に応じて書籍の購入、国内外への学会等への

参加費用の支給も実施しています。連携先も海外の大学やビジネスの最先端に位置する企業など多数に上り、オンラインセミナー、共同研究プロジェクト、連続講義等、連携先の授業への参加など多面的な協力を実現しています。

悩みは、コロナのために対面の交流を活発に行うことができないことです。なんとか不足を補うために、登録学生のオンライン懇談会や、本プログラムの特任助教によるランチオンを実施しています。

そのようななか、よいこともありました。国内外でオンラインセミナーが盛んになっているなかで、積極的な学生さんは、いながらにして、多数の海外セミナーを受講しており、効率的に国際的な感覚を身につけようとしています。

まだ本格化したばかりの本プログラムですが、今後とも初心を忘れることなく、ビジョナリーの継続的輩出というプログラムの目標を実現していこうと思います。

プログラム・コーディネータ
田村善之 (教授・知的財産法)

『コロナ対策禍の国と自治体—災害行政の迷走と閉塞』

(筑摩書房、2021年5月)

金井利之 (教授・都市行政学)

2019年末に発生が報告されたCOVID-19(新型コロナウイルス感染症)は、世界的に見ても日本においても、未だに終息することがない。同時進行の事象を実証的に分析することは、行政学に限らず、なかなか難しいものである。事態が終息していないので、中間的・暫定的な分析になり、事態終息後に振り返ると、不十分になる恐れが高いからである。しかし、行政という極めて現実的な対象を扱う領域においては、限界はあるにせよ、同時代的な研究をする必要もある。そこで、2021年3月末を一つの区切りに、中間報告したものである。

拙書は「コロナ対策禍」をいう視点にたって、日本の国・自治体のコロナ対策の問題点を考えるものである。広い意味で、政策(執行)の失敗や、政府の失敗に関する研究の一種である。そして、その主たる要因を、複雑な組織・団体・個人の行動の調整を必要とするコロナ対策において、国の一元的な司令塔による統制によって対策を執ろうとすることに求めている。

これは、1つには災害対策行政の発想に起因しているが、2つには、1990年代以降の内閣機能強化・官邸主導政治の登場によって加速化された。これらは、非常事態や危機管理において、最終的には、行政によるサービス配分という配給経済を想定している。例えば、保健所が入院先の配給を決める。国からワクチン配給を受けた市町村がワクチン接種を実行する、などである。しかし、配給経済を円滑に実行する態勢は、行政には全くない。そのため、多数の組織・団体・個人の行動の調整が必要であるが、それを一元的に指揮命令することはできないからである。

こうした対策禍は、まさにリーダーシップの欠如によって起きたと分析され、それゆえ、真に機能する司令塔の確立が追求される。しかし、まさに対策禍を生じるような複雑さが、こうしたリーダーシップの挫折をもたらす。これは無限に自己増殖するプロセスであり、ますます対策禍は繰り返される。仮に、リーダーシップによって対策禍がなくなるのは、こうした問題の認識自体を隠蔽するときだけである。そして、それは最も深刻な対策禍をもたらすだろう。コロナ禍に対処するには、各組織・団体・個人のそれぞれの行動の自律的な調整しかないのである。



『国家による一方的意思表示と国際法』

(信山社、2021年6月)

中谷和弘 (教授・国際法)

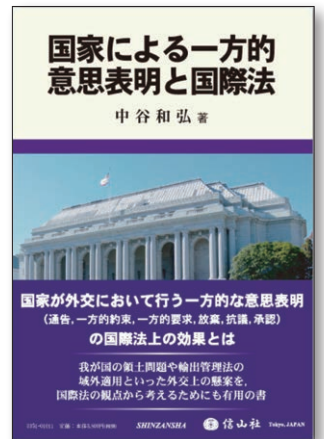
国家は日常的に対外的な意思表示を行う。その多くは他国との合意なき一方的なものであり、「一方的約束」、「一方的要求」、「放棄」、「抗議」、「承認」、そしてこれらを伝達する「通告」が、これに該当する。本書は、その外交上の重要性にもかかわらず国際法学において看過されてきたこの主題に関連する4編の論考をとりまとめたものである。

「I. 言葉による一方的行為の国際法上の評価」では、有効性の条件という共通問題をクリアにした上で各類型毎の法的効果について検討した。

「II. 国連国際法委員会『一方的宣言に関する指導原則』についての一考察」では、2006年に採択された指導原則について批判的に考察した。この主題の検討は、我が国の領土問題や通商法の域外適用といった現代的な懸案を国際法の観点から考えるに際しても有用だと考える。

「III. 日本の領土関連問題と国際裁判対応」では、①北方領土問題をめぐる最も重要な法的論点は、日本がサンフランシスコ平和条約において放棄した「千島列島」に国後・択捉・歯舞・色丹が入るか否かであるが、「放棄は推定されない。放棄の範囲が不明確な場合には、放棄者に有利に狭く解釈されるべきである」という複数の仲裁裁定で示された基準を適用すれば、日本に有利な結果が導き出される、②「抗議が可能であり抗議をなすべき場合に沈黙している国家は黙認したとみなされる」というICJ「寺院事件」判決で示された基準に照らすと、日本が尖閣を編入してから75年間も中国側は沈黙してきたという事実も、国際法上、黙認となる旨を指摘した。

「IV. 輸出管理法の域外適用と国際法」では、域外適用は一方的要求の一態様であり、域外適用すべてが国際法違反となる訳ではないが、一般には他国に対して対抗力を有しないし、また過剰な域外適用は国際法違反となる旨を指摘した(なお「国際商事法務」49巻4号に「米国法と中国法の域外適用の板挟みになる日本企業」を寄稿した)。



『フランス新契約法』

(有斐閣、2021年8月)

フランソワ・アンセル／
ベネディクト・フォヴァルク＝コソン

齋藤哲志・中原太郎 [訳]

(教授・フランス法) (教授・民法)

本書は、フランスにおいて2016年及び2018年の立法により成立した契約法改正の解説本です(債権総論部分も改正対象でしたが、若干の言及にとどまります)。立案担当者自身が執筆、立法過程を詳述、ヨーロッパの法統一の動向に関して好意的、といった特徴があります。特に最後の点は、フランス法に内向的・独善的な趣を感じ取ってきた他国法の研究者に好評なようです。

もとより解説本にすぎませんから紹介はこの程度にして、翻訳を研究業績とみなさない運動があるやに聞くこのご時世に本欄を提供して下さった編集委員会に敬意を表し、簡単な述懐を付します。訳者の一人は、過去に「法分野における翻訳の諸問題」と銘打った共同講義を担当したことがあります。深部に至る自己言及を強いる重たい主題に難儀し、片仮名表記という反翻訳的営為を検討してお茶を濁しました。フランス民法を扱う者にとって最も馴染み深い片仮名といえば、コーズ cause が挙げられます。債務を負った理由、契約を締結した目的と敷衍されるもので、英米法における約因と部分的には重なりますが、射程は一層広く、不当条項規制、契約の性質決定、双務契約の履行過程の統御、複数の契約の連結などにも関係します。日本法の語彙体系では、これらの多様な意義を一語で表現することは不可能です。よって片仮名表記は翻訳不能の宣言といえますが、同時に深遠さを醸し出し、ある種の参入障壁として機能してきたようにも思います。上記講義では、物権変動や手形法をも含む諸制度間の連関という理論的指摘を構え、そこに年来の反感を忍ばせて、端的に原因と訳すことを提案しました。

周知のごとく彼の地でも論争的であり、概念の単一性を重んじる一方と、機能に即して書き下す他方が対峙してきました。今次の改正は、学説からの維持を求める意見にもかかわらず、cause の概念を放逐しました(本書192頁以下)。この選択は、私たちにとっても、敷居を下げ、訳出放棄の誹りを免れさせてくれる点で、喜ぶべきことにみえます。しかし、不当利得の成立要件である cause (法律上の原因) の消去にまで至った原理主義的立法は、民法全体を貫く基底の観念を見失わせる言葉狩



りと形容した方がよいかもしれません。国会審議において極左政党 La France insoumise と極右政党 Front national (当時) とが cause の復活で意見を共にしたこと(196頁)は、政争上の単なる逸話にとどまらないようにも思われます。

もちろん本書も指摘するように、cause にまつわる過去の諸々は、確固たる蓄積として今後も参照され続けるはずで、それでも、法文を梃子にそれらを参照しないという選択肢が生まれたことは、法言説・法実践の双方に徐々に変容をもたらすものと予想されます。私たちとしても、「コーズ」と綴る後ろめたさからの解放感に浸るのではなく、むしろ片仮名表記でもって概念の豊穡さを引き受けてきたのであるとの自負を持って、忘却に抗した構造的観察を続けていくべきでしょう。

『競争法ガイド』

(東京大学出版会、2021年6月)

デビッド・ガーバー

白石忠志 [訳]

(教授・経済法)

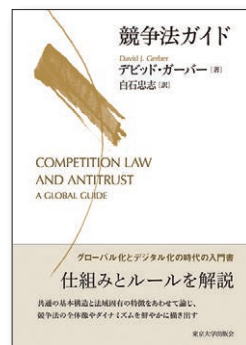
長く親交のある David J. Gerber 教授 (Chicago-Kent College of Law) が競争法の入門的な書物を執筆中であると聞き、原著の刊行前から翻訳を申し出て、これを実現したのが本書です。

競争法(日本の独禁法のような法律の国際的通称)について、小手先の入門でなく、世界の各法域の思想、文化、経済や政治の状況、官僚の思考傾向などまで視野に収めながら、御題目を並べるのではなく「本当の姿」を構造的に描こうとしています。競争法のプロが読んでも、これまで経験した数々の不思議が腑に落ちる内容です。

競争法を素材として、世界の状況を見渡しながら、議会・当局・裁判所から政治的・経済的アクターに至るまでの関わり合いを描いた第4章は、その仮訳を、オンライン授業の開始に際して少し騒然としていた2020年4月から私が担当した文科一類1年生向け「法I」において、入学したばかりの学生に読んでもらいました。

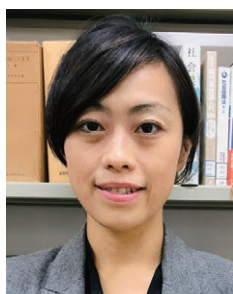
著者は、はしがきで、競争法を必要以上に難しく伝えようとする通弊に対抗し、重要なことに集中して不必要な細かいことを削ぎ落とした、そのうえで、法の国際的な広がりを感じてもらえる内容にした、と述べています。

個人的には、2020年3月、どこにも出かけなくてよくなった朝の静謐な時間があったために大いに進行した仕事です。ネットをこっそり検索すると、「翻訳とは思えないほど読みやすくてびっくり」という読者もおり、訳者冥利に尽きます。



新任教員からの

ご挨拶



笠木 映里 (かさぎ えり)

教授・社会保障法

社会保障法を専攻しております笠木映里と申します。2006年に岩村正彦先生のご指導の下、東大法学部で助手論文を提出した後、九州大学法学部に勤務させて頂き、2015年からフランスの国立科学研究センター研究員として、ボルドー大学に勤めておりました。東京出身で地元から離れたことのない私にとって、福岡・ボルドーでの15年間は、世界観・人生観を根本から変える貴重な経験でした。そして今、15年ぶりの東京、東大を大変新鮮に感じております。また、私はお世辞にも優秀とはいえない学生でしたので、オンラインの会議で錚々たる先生方のお名前やお顔を拝見しては、身の引き締まる思いを超えて、悪い(?)夢を見ているような気持ちになることもあります。

研究面では、今日、社会の変化や技術発展、働き方の変容、あるいは平等論のような法理論の発展にも影響を受けて、社会保障法の体系や基礎にある理念が根本から問い直されているように思われ、この点につき、フランス法との比較にもヒントを得ながら考えたいと思っております。また、渡仏してから、「フランスの研究者」としての自分の立ち位置について考えることが多くなった結果、比較法という方法論についても、もっと勉強しなければと思うに至りました。やりたいことは尽きないのですが、まずは久しぶりの講義準備から、少しずつ仕事のリズムを作りたいと思っております。ご指導の程、どうぞよろしくお願い致します。

私事で恐縮ですが、2015年に亡くなった父はかつて本学工学部で働いており、生きていれば今回の赴任を誰よりも喜んだことと思います。辛い闘病生活の中で私の渡仏を心から応援してくれた父に、この場を借りて感謝の気持ちを送ることをお許しください。



ローソン・キャロル

准教授・英米法

本年9月1日付で法学政治学研究科(英米法担当)に着任いたしました。小学生で日本語を学び始め、高校時代に山梨県に1年間の交換留学を経て、オーストラリア国立大学では法学を専攻、同大学で東洋アジア文学部(日本学専攻)でも同時に学位を取得しました。シェフィールド大学(翻訳学・社会学)およびニューサウスウェールズ大学(アジア法・比較法)にて2つの修士号を取得、オーストラリ

ア国立大学にて博士号(比較刑事政策)を近日取得見込みです。

オーストラリア首都特別地域にて法廷弁護士および事務弁護士の資格を取得後、法律業界と学界の両方でキャリアを築いています。約1,000件の日本の判例を初めとする大規模な翻訳プロジェクトに携わるとともに、オーストラリアで商法や日本法を教え、日本(名古屋大学と早稲田大学)では、比較刑事政策等を教えました。最近、刑務所のガバナンス比較をテーマに実証研究を行っています。計約15年間を日本で過ごし、日本法令外国語訳推進会議の構成員でもあります。

キャリアを通して一貫しているのは、異なる法制度における架け橋としての役割です。日本法の場合は、国外では十分に詳しく解説されておらず、手引きとなる文献も限られています。特に刑事司法がそうです。国外ではよく非難されますが、学術的研究から見えてくる現実、豊富なニュアンスです。実際、他国の刑事司法と同様、著しい成功と失敗の織り成すパッチワークだと言えます。

東京大学において、引き続き、日本法と英米法を分析し、学生・研究生を含め日本内外の方々と議論できることを嬉しく思います。



平田 彩子 (ひらた あやこ)

准教授・法社会学、現代法過程論

2021年9月1日付で着任いたしました。

私は本学法学部を卒業後、綜合法政専攻修士課程に進学し、太田勝造先生のもとで法社会学を学びました。その後助教の間にUCバークレーロースクール・法と社会政策プログラム、通称JSPプログラム博士課程へ進学、2016年にPhDを取得しました。京都大学地球環境学術特定准教授、岡山大学法学部准教授を経て、こちらに参りました。

専門は法社会学・現代法過程論です。これまでの研究では、行政現場での法の実施場面について取り組んできました。具体的には、自治体等の行政機関では、現場職員によってどのように法が理解され、実施されているのかについて、法規範と現場行政職員の規範意識との関係性に焦点を当てつつ、量的データ(アンケート調査、統計分析など)及び質的データ(聞き取り調査など)を用いた経験的分析をしてきました。

今後も、法と人間行動について、データを用いた経験的な研究を進めてまいりたいと思っています。法は、様々な人々・組織の行動や判断を通じて具体化され実現していきます。よって、人間行動への理解は、法を実社会の文脈の中で理解することにとって必須です。社会学や経済学、政治学、心理学といった学際的なパースペクティブを通じて法と人間行動を理解すること、そして、その経験的知見が法の生成・展開といった理論的な考察と融合するような教育・研究活動ができるよう、微力ながら取り組んでまいりたいと思っています。学生の皆さんとのやりとりを楽しみにしています。どうぞよろしくようお願い申し上げます。

読むに追いつく感染なし?

五百旗頭 薫 (教授・日本政治外交史)

半年のサバティカルを頂いて8月にボストンに赴いた。楽しみの一つはケネディ大統領図書館での史料調査だった。南の郊外にあり、ボストンに腰をすえていないと通にくい。コロナ禍で閉館していたが再開するというので、早速、再開初日に閲覧する予約を入れていた。だがいよいよというその前日にメールが来て、再開は無期延期とのこと。公文書館の全般的な方針だそうで、つまり他の公文書館・大統領図書館も開かないということだ。文字通り、がっかりひざが落ちた。

それでも月末から9月にかけて、私を受け入れているハーヴァード大学の施設が再開し始めた。ハーヴァードは学内のあちこちにPCR検査キットを積み上げ、週一回の検査を学生・教員等に義務付けることと引き換えに、対面での研究・教育機能を最大限復活させた。大学所属の図書館・文書館には、卒業生を中心とする個人文書が豊富に所蔵されている。公文書のような系統性はないが、未知で有用な史料に当たった時の喜びは大きい。

ケネディショック?の後遺症で、およそ文書館というのはいつ閉まるか分からない、という心配性が刷り込まれている。毎日のようにパソコンとデジカメと三脚をかついで University Archives、Yenching Library、Houghton Library を回って読んだり撮影したりしている。良い史料に巡り合うかどうかは分からない。コロナに感染せず無事に帰国できるかどうか分からない。しかし毎日が楽しい。

マイン河畔にて

加毛 明 (教授・民法)

昨年10月下旬から本年8月まで、ドイツ・フランクフルト大学で在外研究を行った。渡独の時点で、日本からの入国は原則として禁止されていたが、研究者については、滞在法 (Aufenthaltsgesetz) 18d 条に基づき、研究滞在の必要性を根拠として、例外的に入国が許可されていた。その入国審査のためにフランクフルト大学から送られてきた書類には、「上記研究者のドイツ滞在は必要である。外国において完全な形で研究活動を実施することができない」とあるだけで、肝心の研究内容には何らの言及もなかった。心許なく思って、フランクフルト空港警察に問い合わせたところ、当該書類で入国が認められるとのこと。大学の下した判断を詮索しないということなのだろう。

フランクフルト滞在中の2学期とも、法学部の授業は全面的にオンライン形式で行われた。2021年の冬学期も、授業の形態は担当教員の判断に委ねられている。授業の形態について、政府が大学に強い要請を行うことはなかったようである。

大学の建物は関係者以外に閉鎖され、学生が図書館を利用す

るにも事前の予約が必要とされた。その一方で、キャンパスは開放され、天気の良い日は多くの子供たちの遊ぶ姿がみられた。禁止されることと許容されることの明確な区別は、外国人である私にとって有難いことであった。

科学・学問への強い信頼を示す首相の言葉 („Ich glaube an die Kraft der Aufklärung.“) とともに、大学 (高等教育機関) に対する社会の信頼の基盤に思いを致し、また危機時に顕在化する社会の在り方の違いを体感した、2度目のドイツ滞在であった。



デジタル先進国・韓国

前田健太郎 (教授・行政学)

2021年3月より1年間の予定で、韓国のソウル大学にて在外研究を行なっている。コロナ対策が日本に比べて成功した国だと聞いていたので、どんな手法を用いているのかと興味を持っていたが、予想以上に進んだ情報技術の利用に圧倒されてしまった。

スマートフォンには、現在地周辺の感染情報が一日に何回も送られてくる。飲食店に出入りする際には、アプリのQRコードで個人認証が行われる。ワクチン接種の予約も、政府のウェブサイトで受付当日に開始後数分で完了してしまっただけだった。こうした事情の一端は、渡韓する前からニュース報道で知っていたつもりだったが、実際に韓国で暮らしてみると、そもそも日本とは前提条件が違うということを思い知らされる。

その前提条件とは、日常生活への情報技術の浸透自体が、日本に比べて遥かに進んでいるということである。この国では、電子決済が発達しているため、財布を持ち歩かない人も多い。ニュースはポータルサイトで読むのが普通であり、街中では紙の新聞を全く見かけない。宅配アプリを使えば、あらゆる飲食店に夕食を注文できる。こうした生活を支えるデジタル社会のインフラが以前から整備されていたからこそ、情報技術を駆使したコロナ対策が可能となったのであろう。

もちろん、そこには光があれば、影もある。だが、在外研究で「遅れた日本から、進んだ韓国に来た」などといった印象を抱くことは、少し前までは想像できなかったに違いない。今般のコロナ禍は、デジタル先進国としての韓国の姿を、これ以上ない形で浮き彫りにした。重要なのは、その事実から目を逸らさず、正視する事である。

「法教育ゼミ」の新伝統



「法教育ゼミ」は、ゼミ生が高校生を相手に法的な問題を題材とした「模擬授業」を行うことを主軸とする大学院・学部合併の演習科目です。近年、各所で重要性が謳われる「法教育」を実践して大学による社会発信の一端を担うとともに、教えることにより学びを深めることをも目指しています。元は大村敦志教授が始めたものですが、一昨年、白石忠志教授が引き継ぎ、今年は白石教授と私とで「アンチ・ドーピング」をテーマにして共同開講しました。

法科大学院生 10 名、法学部生 16 名のゼミ生は、コロナ禍の制約された条件の下で準備を重ね、模擬授業の動画制作の成果を残しました。ドーピング問題を題材に、規制の目的を考えることの重要性や制裁が過度かどうかの判断基準などについて講義する動画を作るとともに、高校生を相手に過失の事実認定を題材にした演習を行い、その様子を動画に記録したものです。これらの講義動画と演習動画は7月のオープンキャンパスで公開され、期間中に 500 回超のアクセスを得ました。さらに8月には、その動画を観て興味をもった全国の高校生約 50 名を Zoom 上に集め、ゼミ生が演習型授業を行っています。参加した高校生からは、「参加者同士で意見を述べ合い調整し合うことで、社会全体を踏まえて共通理解を築く過程が実感できた」といった将来有望な感想が寄せられました。

今年のゼミ生にも、高校生の時にオープンキャンパスの模擬授業を受けたという学生がいます。来年度以降も担当教員を更新しながら本ゼミを継続させ、法学教育の裾野と門戸を広げる目玉科目の1つとして育てていく計画です。

和田俊憲（教授・刑事法）

駒場「総合科目」での法学部の取組

東京大学法学部にとって、駒場の1年生・2年生への発信・対応は大きな課題です。学部が違う、地理的に離れている、法学部・法科大学院の授業で手一杯、等々の難しい問題はありますが、可能な範囲の改善が必要です。

従来から駒場の「学術フロンティア講義」という枠で法学部から出講をしており、最近では、2019年度に神作裕之教授が、2020年度に白石が、それぞれ取りまとめ役となり、初冬の時期に1単位・7コマのオムニバス講義を行ってまいりました。

2021年度はこれを発展させるべく、神作教授や田村善之教授と相談し、大澤裕学部長の支援も受けて、4月から、駒場の「総合科目」という枠で2単位・13コマのオムニバス講義を開講しました。時節柄、全面オンライン授業でしたが、文系・理系を問わず、多数の1年生・2年生が参加しました。

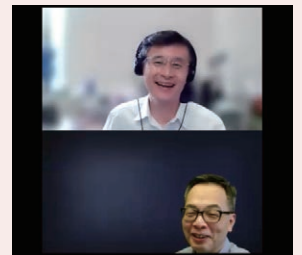
13名の法学部教員が、それぞれの専門分野の先端で直面している社会的課題等を紹介する、という内容です。先端で何が起きているのかの具体例に触れてから教養科目や法学基本科目を学ぶという方法もあるのではないかと、という提案でもあります。

駒場でのこのような取組は、中学・高校を含めた社会全体への発信にもつながるのではないかと考えており、組織的な発信を担当している学部長補佐の穴戸常寿教授とも相談しながら進めています。2022年度以後も、「現代と法」という科目名で、この講義を続けることになりました。

2021年度はどのような講義がされたか？ そのうち御覧に入れることができそうで楽しみです（ほのめかし）。

白石忠志（教授・経済法）

最終回に増井良啓教授（租税法）と白石（司会）が掛け合いで講義をしている様子



卒業生委員会事務局からのお願い

卒業生名簿・修了生名簿の登録事項に変更のある方は、同封の「卒業生名簿・修了生名簿登録事項変更届」に不都合のない範囲内でご記入の上、ご送付願います。

また東京大学法学部・大学院法学政治学研究所のホームページの「卒業生・修了生」からも、新規登録や変更届が送信できるようになっております。

なお、市町村合併等により住居表示に変更が生じた場合もご連絡いただきたいので、よろしく願いいたします。

